

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-3. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について 2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 吸着塔1塔の追加工事について（報告書P171）【廃棄物施設課】</p> <p>ア. 変更内容について</p> <p>設計変更により、追加する工事は、増設する吸着塔設置位置の下部（地下水槽内）に、躯体の強度不足を補うため、当初予定していなかった支柱（形鋼）の設置を行う工事である。当初の設計書における直接労務費は、3,059,700円であったことと比較すると、躯体強度のための支柱（形鋼）設置工事により増加する直接労務費2,211,000円は、当初の設計額の72.3%も増加することとなった。それらの合計金額は、5,270,700円であり、当初契約時点で事業者から入手していた積算内訳書の直接労務費の金額（5,500,000円）に近似する金額となっている。</p> <p>しかし、担当課によると、この直接労務費の積算については、業者見積りを採用していることが分かった。そして、その見積金額のうち、127万円に該当する労務費は、「形鋼」に対する金属加工および防食塗装に係る労務費であった。</p> <p>したがって、この127万円については、直接労務費と区分したのは誤りであり、本来は、形鋼の取得価額に算入され、直接材料費に整理されるべきものであった。この業者見積りについては、担当課において精査するというよりも、その見積額を設計書としてそのまま採用している点で改善を要する。</p> <p>変更契約に係る設計変更の内訳について、直接労務費の増加原因、その積算金額及び当初設計金額との割合等について、業者からの見積をそのまま採用するのではなく、担当課として合理的に精査されたい。</p>	<p>変更契約に係る設計変更の内訳においては、受注者の見積書による見積価格をそのまま採用することなく、設計単価には市の積算単価を優先的に採用している。</p>